

播磨町生成A I サービス提供業務の選定に
係る公募型プロポーザル仕様書

1. 履行期間

令和7年11月4日(予定)から令和8年3月31日までとする。

2. 業務内容

(1) 生成AIサービスの提供

(2) 導入・活用支援

- ・職員研修（動画配信による形式も可）
- ・利用サポート(ヘルプデスク)
- ・プロンプトテンプレートの提供
- ・その他サービス利用にあたって必要となるサービス

(3) ドキュメントの提供

利用マニュアル、「2. 業務内容」(1)(2)に関するドキュメント

3. 利用料金

月額固定料金であること。(利用料金の上限が設定できる場合も可とする。)また、利用実態に応じて発注者で柔軟にプランを変更できること。

なお、入出力文字数に制限がある場合は当町におけるサービス利用者数を踏まえた文字数を提案すること。

(当町における利用想定：1名あたり1日5000字程度の入出力を20名で月に20日間利用する)

4. 生成AIサービスの基本仕様

(1) 想定する言語モデル

Claude3 Sonnet (Anthropic 社)、ChatGPT-4o (OpenAI 社)に相当する性能、またはそれ以上の性能を持つ大規模言語モデルが利用できること。

なお、本サービスの利用料を勘案し、サービス提供者が業務に支障がないと考える範囲で性能が劣るモデルを併用するサービスも提供可とする。(提案書に併用方法・範囲などサービスの詳細を記載すること)

(2) 利用環境

統合行政ネットワーク (LGWAN) 環境の業務用パソコンでブラウザ (Microsoft Edge ※令和7年9月1日時点で提供される最新バージョン) を使用して LGWAN-ASP のクラウドサービスとして利用できること。

(3) ユーザアカウント

- ・登録できるユーザアカウント数に制限がないこと。
- ・同時接続数は20人以上とすること。
- ・管理者アカウントと一般ユーザアカウントを区分して権限設定できること。
- ・管理者が複数のユーザアカウント管理(登録状況の確認、追加、削除、変更等)を容易に行えること。
- ・各アカウントはID パスワード等でユーザ認証できること。

(4) アクセス等ログ

- ・管理者により、ユーザの利用状況・アクセスログ等の確認が可能であること。
- ・チャット履歴(利用アカウント、利用日時、言語モデル、プロンプト内容、回答内容等)をログとして蓄積できること。また、ログの保管期間は1年以上とする。
- ・アクセスログ、チャット履歴についてはCSV 等のデータで出力できること。

5. 検索拡張生成(Retrieval-Augmented Generation=RAG)

- (1) 検索拡張生成機能により事前にアップロードしたデータ(組織内情報)に基づく回答生成が可能なこと。
- (2) 随時データアップロード、削除が可能なこと。
- (3) アップロードに関して、ファイル形式は csv、docx、pdf のすべてに対応すること。
- (4) アップロードデータはフォルダ等で管理・整理ができること。

6. プロンプト

- (1) 自治体業務に有用なテンプレートを提供すること。なお、提供されるテンプレートは随時追加されること。
- (2) テンプレートはユーザ側でも随時追加できること。

7. セキュリティ

- (1) 入出力した情報が生成AIの学習に利用されないこと。
- (2) 入出力した情報がサービス提供者の LLM(大規模言語モデル)サーバに保存されないこと。
- (3) 日本国の法律および締結された条約が適用される国内データセンターにおいてデータ及びチャット履歴が保存され、日本国に裁判管轄権があること。
- (4) 禁止ワードや個人情報、機密情報の入力制限もしくは警告、マスキング処理等の機能を有すること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格の認証(ISO/IEC27001)を受けていること。また、その他のクラウドサービス提供に係る情報セキュリティの認証を受けていることが望ましい。
- (6) 契約終了時及び契約期間中に発生した記憶媒体の廃棄にあたっては、その情報を復元できないように処置すること。

8. 再委託

- (1) 本業務を第三者に委託又は請け負わせること(以下「再委託」という。)は原則、禁止する。ただし、やむを得ない場合は事前に発注者の承諾を得た上で、本契約に基づく業務の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に対し再委託できるものとする。
- (2) 受注者が(1)のとおり承諾を得ようとする場合は、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督の方法等を記載した申請書を発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に、本契約において受託者が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。
- (4) 受注者は、再委託先に、本契約内容を遵守させなければならない。

9. 秘密保持

仕様書に基づく全ての作業において、当町が提供した業務上の情報を第三者に開示し、又は漏えいしないこと。また、本業務履行期間終了後も同様とする。

10. その他

- (1) 受注者は当町の財務規則及びセキュリティポリシー等に基づく指示に従い業務を実施すること。また、業務を遂行するにあたり、従事者に対して情報セキュリティ教育を実施し、関係法令等を遵守して実施すること。
- (2) 受注者が、本仕様書の内容に違反し損害を与えた時は、当町と協議の上、その損害を賠償しなければならない。
- (3) その他本仕様書に定めのない事項については、双方が協議して決定する。